ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第50号　2017/1/12

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】パチンコ被害と訴訟の可能性／コラム：依存症を逆手にとったテレビＣＭ／主張：ギャンブル推進派に経済を語る資格はない。／カジノギャンブルを狙う日本企業／「大阪カジノ万博」恥ずかしくなる貧相さ／投稿・ギャンブル正当化論／コラム：賭博の反倫理度と開催主体、「遊び」と賭博、外国為替証拠金取引(FX)の賭博性、明治・大正時代にあった競馬依存症、宝くじは軍国主義の「詐欺」から始まった、依存しやすい行為と社会規制の必要度／ギャンブル川柳2016後半選／書籍紹介

**謹賀新年**

　2012年3月10日創刊号より5年。毎号4～20頁の本会報は49号までで合計598頁となり、よく続くなとのお褒めと驚きの言葉もいただきます。今回50号にあたり、皆様に感謝するとともに今後とも御支援をお願い申し上げます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

パチンコ被害と訴訟の可能性

弁護士　　井　上　善　雄

１．ギャンブル依存による大量被害を生んでいるのは、脱法ギャンブルのパチンコ・パチスロ。そこには公安、警察当局による脱法パチンコ・パチスロの放置、加担があります。弱者を収奪するこの公認ギャンブルへの官の規範低下と道徳教育の低下、不在があり、これにメディアを含む協力と社会認識の甘さがあります。これらがギャンブルで収奪することへの批判力を弱め、加害者のみならず被害者（消費者）にも誤った偏見を生んでいるのです。

　　これは、かつての闇金は非難されても、サラ金やその上にいる銀行等金融グループの高利貸しは承認され、借りた以上返還すべきとの借り手の責任論が支持されたことに似ています。

　　しかし、ギャンブルそのものの肯定派の学者でさえ、抑制の効かないギャンブル依存（中毒）客からの収奪や、公認賭博の25～55％もの控除（寺銭）にはその酷さを批判しています。

　　ギャンブルは、薬や酒と同じように依存性があり、罪のない家族や他人に直接の害をもたらしたり、社会全体に弊害をもたらしています。パチンコは遊技（ゲーム）に隠れた民営賭博の開帳行為です。外国からは、パチンコは日本に１万店以上もあるミニカジノ、機器を使う大衆カジノと見られているです。

　　公営ギャンブルは、宝くじ・totoと中央競馬をのぞくと衰退傾向にあり、地方公営競技では「赤字」さえ出しています。しかし、パチンコは今も年間20兆円以上を売り上げ、業界の収益はその5～10％の1～2兆円というぼろ儲けです。一社あたり脱税企業のランキングでも伝統的（？）にパチンコ業界が第一位を占めます。

　　このようなパチンコ企業（ホール、メーカー）と関係業界（機器販売、周辺機産業、広告、ＴＶ・新聞等メディア・・・）、そしてこれら脱法手法を許認可、放任する警察を断罪されて然るべきでしょう。

２．パチンコを断罪するには次の２大ポイントがあります。

（１）三店方式による換金の賭博の差止

　　　三店方式による換金は、パチンコを脱法ギャンブルとし、客を依存させ狂わせる仕組みです。これは刑法上も風適法上も違反ですが警察が検挙しないため、違法か適法かの判例はほとんどありません。誰もがこの違法性をいいますが、断罪にチャレンジした運動はこれまで少ないのです。

（２）釘の調整等（パチンコシステムも）と広告による詐欺

　　　業界では釘師を公然化する人がいますし、どの店でも新台導入時にはパチンコ台と釘の調整が当然のようにされています。風適法でも警察指導でも建前ではしてはいけないのですが、全ての店がしています。そのため、玉を出やすくしたと暗示する新台導入のチラシで、客は朝の開店時に並ぶのです。

　　　これは、風適法違反というだけでなく、実質射幸心を高めてギャンブルに誘惑するなどして客をパチンコに熱中させ収奪するという詐欺です。出る台や出る釘は「おとり」であって、結局は客を長くパチンコ漬にして長期的に、また全体として客から金を収奪する詐欺です。

　　　アメリカのカジノでは、スロットマシンを少しでも調整すると店の免許が取り上げられます。

その他にもパチンコ業界には不当な宣伝、風適法の違反もあります。

上記（１）（２）が普遍化している業界を糺し、パチンコを換金できない単なるゲーム店にすれば、ギャンブルを望む客は来なくなってゲーム店数は現在の100分の1になり、パチンコによる依存者は激減するでしょう。

パチンコをギャンブルとせず、ささやかな単なるゲームの遊び場とすれば、他人の金や家族の金を盗んだり横領したりしてまでやるような者はほとんどいなくなるでしょう。

３．訴訟をする場合の一案として

（１）原告

パチンコで失敗した人、その保護者は被害者です。配偶者や子がギャンブルにおぼれ、生活費を奪われた家族にも原告適格があります。社会的に原告名を伏せることは可能です。差止訴訟や集団被害訴訟として消費者の適格団体による訴えも考えられます。

（２）被告

前述のように、①ホール（店）、②メーカー、③警察（国）です。

違法性と不法行為を主張するため、損害賠償や差止を求めるには①だけでも十分だと思います。

（３）請求原因

　　　三店方式、釘調整による店の営業は、それ自体、反社会性のある違法行為、詐欺行為であり、客を収奪するもので不法行為と位置付けます。

（４）被告の反論（客はギャンブル性を判ったうえで射幸心から来ている）に対しては

　　①本当のギャンブルとしての違法性は教えられていない

　　②騙されている（儲かると思わされ、実は勝てない）

　　③自然人は誰しも射幸心を持ち、それにつけ込む商売こそが悪い

　　などの反論が十分できます。これは過失相殺を許さない理由にもなります。

（５）損害

　　①客が貸玉を買って、負けた金額を損害とする

　　②パチンコにつぎ込んだ給与や借金の総額を損害とする

　　③生活を破局させた企業と行政への慰謝料請求

　　これらを堂々と主張します。

（６）差し止め請求も可能です。

４．本訴の原告となる方には、自らギャンブルでの「被害者（敗者）」と名乗ることでの「偏見」への社会的負担がかかります。遊ぶ金から始まってサラ金地獄の被害者となった者に対する社会の見方は、その多くの方が手をあげて運動した結果、金を貸して儲けた方が悪いし、消費者被害だという理が今では勝っています。これと同様の被害者の闘いが必要ではないでしょうか。かつてと異なり、訴権を持った消費者団体の挑戦、支援が期待されます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

コラム　　　　　　　　依存症を逆手にとったテレビＣＭ

年末、大阪のパチンコ店ＡＲＲＯＷ（アロー）のテレビＣＭを見た。

「今はそんな気じゃない」という男性に、部屋の外から母親らしい女がドアをノックして様子をうかがうストーリー。男性は「病人」のようで寝ているのだが、その姿はまるで鬼のよう。テロップでその男性を「ドーパ民」と示し、「パチンコ店においで」と勧誘する。

　これは、脳内ホルモンのドーパミンがギャンブル依存を引き起こすという賭博の仕組みの医学的知見を逆手にとったＣＭである。

　アローは、鉄道のボディ広告など積極的なパチンコ勧誘広告を続ける企業である。パチンコ店で結成する「全遊協」は「のめり込みに注意しましょう」という一方で、射幸性を高め、調整した新台導入などの広告で勧誘し、「のめり込み」をもたらすドーパミンの客よ来いというのだから、全く悪乗りで且つ依存症の被害者を馬鹿にしたＣＭである。

　こんな広告コピーがアローだけでできるものではない。そこにはＣＭ企画の広告企業とテレビ会社の広告部の共謀がある。

主張　ギャンブル推進派に経済を語る資格はない。

１．ＩＲカジノで日本の地方経済がよくなるという宣伝が推進側よりなされている。しかし、そこで言われる経済とは、①ＩＲカジノとインフラ建設の投資経済、②観光客増大での観光収入効果、③ＩＲカジノ産業と関連企業の収入効果、④労働市場拡大効果と雇用増大効果、⑤税収拡大効果のいずれもプラス効果ばかりである。

　　しかし、①～⑤の効果そのものに疑問がある。また、プラス効果を計算することは可能としても、必ずマイナス効果が存在する。

　　賭博は、賭けによって賭け金を取り合う射幸行為であり、それ自体偶然性で金を取り合う「ゼロ・サム」行為といえる。ビジネスとしての賭博開帳（カジノ、公営賭博、宝くじなど）は主催者（開帳）側が必ず儲ける（勝つ）仕組みである。これは消費者（大衆）の収奪である。ギャンブルを消費行動というとしても、消費者の所得（購買力）を一方で奪い、他の消費支出を減らすものであるともいえる。ギャンブルは、他の産業部門への消費者の購買力を奪うという意味で、共喰い（カニバリゼーション／食人肉に由来）ともいわれる。

２．観光部門に限っても、ギャンブルそのものは一部の特定客を呼ぶとしても、観光目的地を変える効果もある。ギャンブルが従来の観光地から観光客を奪う可能性があり、他のより有効・有用な観光需要や消費者の購買力を奪えばマイナスである。ギャンブル・カジノ観光効果は、他国の富裕層を日本に招いて金を落とさせるという場合に限れば収入増といえるが、日本人客向けのカジノギャンブルだとしたらむしろ国内の富を外国資本のカジノによって外部に流出させることになる。韓国のほとんどのカジノは、韓国人の入場は禁じられており、唯一例外として入場できるカンウォンランドカジノは準国営であるが、マイナス経済効果も多い。

欧州もまた国営カジノがほとんどである。日本が、外国の宝くじの発売を禁じているのは、刑法上の賭博禁止・富くじ禁止の例外を認めていないだけでなく、ギャンブルによって外国に収益が流れないようにするためでもある。

　　ところが、ＩＲカジノなどは民間資本の参入、特に外国資本の参入を認めようとする動きである。これでは日本人の金の収奪市場とされてしまう。既に海外カジノ資本が巨大投資を宣言しているが、これは客の大半は日本国民をあてこんだ計画によるものだ。マカオ・韓国・アメリカのカジノ資本は、日本国民以外が客の対象となるなら、あえて日本カジノに巨大投資をしても収益効果はないとしてＩＲ投資などしない。テーマパーク、巨大ショッピングモール、展示会場、国際会議場、そして一大リゾートを建設するとしてもその中心となるカジノからなる事業は、日本人の1500兆円以上といわれる巨大預貯金と中高額所得層からの収益を狙ったものである。カジノ産業収入は、正確に評価されず計算されない他の観光部門の経済収入を奪う効果の方が大きい。

３．労働市場や雇用増大効果をいうとしても、その産業と労働の社会的重要性（有用性）が前提である。Ａ地のゴミの山をＢ地に移す作業も、それによる社会と環境の向上があってこそ意義ある労働となる。東京の品物を大阪に運び、再び東京に運ぶとすれば、それは大きな雇用増大効果があるが、労働力投入の有効性はない、むしろ経済上マイナスといえる。ギャンブルに奉仕する労働雇用よりも、人の生活の有益な生産と福祉や防災・安全向上、健康増進、教育に貢献する労働こそ圧倒的に尊重されねばならない。

　　税収の効果はギャンブルによる収入を是とし、他の農工商の正当な産業収入と同視する点で全く問題である。極端な表現をすれば、ギャングの犯罪収入でも税が課せられる。だからといって、犯罪たるその産業の存在を肯定する正当な理由とはならない。

４．ギャンブルを仮に一つの産業とみても、農工業のような歴史的普遍性を持った不可欠な産業ではない。むしろ産業のために投じられた公共投資（税金）の回収どころか、将来の不経済をもたらすことが明白である。

　　日本の公営競技といわれる競馬、競輪、競艇、オートレースは「粉飾」しつつもなお赤字となっているところが少なくない。自治体の税投入（職員の稼働、公施設の低料金利用）で「黒字化」して形づくりをしている。

５．日本の公営ギャンブルもパチンコ・パチスロの脱法ギャンブルも、後述のように負の社会的費用について全くコスト負担していない。①客＝消費者本人とその家族、友人、社会へ害を及ぼすギャンブル依存などの被害とその救済、回復、②犯罪の拡大、脱税、マネーローンダリング（資金洗浄）など社会予防と治安被害の回復へのマイナスコストは負担していない。

　　また、ギャンブル事業に伴うプラス効果計算手法は加算的拡張的であるのに対し、社会的費用として計算される不経済は、無視ないし限定視されている。これはかつて環境汚染・公害を出した産業が、公害被害者と住民と政府社会に対して経済的コストの一部しか償っていないことからも判る。公害問題もそうである。ギャンブルは依存症やギャンブル依存に伴う自殺や犯罪（殺人、保護責任者遺棄致死傷、強窃盗・横領背任・詐欺の財産犯等）を生む。犯罪は治安維持、脱税、マネロンに及ぶ。もとよりギャンブルの射幸心の社会的横行は反教育的である。このような文化的教育的価値への害を考えると薬物営業以上の厳しい規制の必要がある。

６．ギャンブル事業肯定者は、客たる個人に娯楽という効用を与えているという。しかし、その娯楽とは麻薬に通じる。人をギャンブルに「はめる」効果で「依存」させ、「わかっていてもやめられない」という過剰な反復行為をもたらす。それは、真に自由に娯楽を提供しているのでなく、病的な賭博も与えるものである。

　　現にあるギャンブル事業者は、依存症の客であろうと、客の金が借金によるものであったり家族や他人から奪った金であろうとチェックすることは全くしていない。

　　経済とは、その語源である「経世済民」ないし「経国済民」を本義とする。「国と世の中を正しく治め、民を救済する」ものである。企業の営業利益の向上のために、国民の健康を損ない病を生むことを容認することなど絶対に許されない。

　　また、エコノミーの「エコ」は「家や環境の良き世話をすること」であって、大衆に対して賭博を開帳したり、富くじを売って収奪して利益を得ることでない。

　　利益を得る者と不利益を受ける者の互換性のないギャンブル事業者には、全体としての経済的効用をいう資格はない。

カジノ・ギャンブルを狙う日本企業早見表

１．ギャンブルには様々な企業体がかかわって収益を得ている。競馬はＪＲＡ、競輪・オートレースはＪＫＡ、競艇は日本財団（かつての日本船舶振興会）、宝くじは宝くじ協会、totoはＪＳＣなど利権団体が絡む。いずれの公営ギャンブルも政府と地方公共団体が利権とし、宝くじは運営に関してみずほ銀行などに利益を与えている。競馬・競輪場にはそこで事業収益を得る付随利権私企業も多い。また、スポーツ紙やギャンブル紙、テレビなどのメディアらからその企画・広告にあたる広告企業まで、ギャンブル関連収益を得る私企業は多い。

２．公営ギャンブルに限ったことではなく、パチンコ・パチスロでは、ホールではマルハン、ダイナム、ガイア、オザムなど、メーカーではセガ・サミー、サンキョー、サンヨー、平和、ユニバーサルなど、莫大な利益をあげる企業が並ぶ。

３．さて、カジノについてはどうか。

まず、機器企業としては、既に海外カジノで利益をあげる企業が少なくない。

　①日本金銭機械（貨幣処理機の最大手、公営ギャンブルにも拡大し、さらにカジノ市場へ）

　②コナミ（ゲームとスポーツ施設でトップシェア。利益の4分の1はカジノ事業で稼ぐ）

　③セガサミーＨＤ（ゲーム・アミューズメント機器施設、カジノ候補の宮崎シーガイアを運営）

　　セキュリティ企業は、日本に導入されるカジノでは参入必至である。

　①セコム（警備企業のトップ。ギャンブル・ゲームからセキュリティの重要なカジノを目指す）

　②あいＨＤ（防犯カメラシステム大手、カジノ市場を目指す）

　③ＡＬＳＯＫ（警備第２位、金融に強い）

　④マースエンジニアリング（台数機械、自動認識システム）

　　金融としては、大銀行から中小までかかわりが深い。各銀行の外に次の企業は特に注目

　①セブン銀行（セブンイレブンのＡＴＭ（現金自動支払機）の銀行、カジノやギャンブル界を狙う）

　②横浜銀行（神奈川県最大の地銀、横浜ＩＲへの投資を狙う）

　③テックファーム（カジノ向け決済システム）

　　流通・鉄道としては

　①山九（大阪カジノ候補地に4.3万㎡を確保、ＩＲカジノや万博を期待）　　②藤木（横浜市）

　③京浜急行（ＩＲプロジェクトチームも設置、羽田から横浜への観光客にシフト）

　　いうまでもなくパチンコ・スロットメーカーはいつでもカジノ関連事業への拡大を企図している。

マルハン、ダイナム、セガサミー、ユニバーサル、平和、サンキョーなどの他に、知られていない機器メーカーもある。

　①オーイズミ（貨幣処理機、アミューズメント機のメーカー、カジノでは遊戯用メダル計数機）

　②ダイコク（パチスロホールの情報システム大手、カジノ分野も）

　③ＥＩＺＯ（ＰＣ、遊技機ディスプレイメーカー、カジノでの需要）

　④バンダイナムコＨＤ（玩具とゲームの統合企業、運営ノウハウを生かす）

　　企画企業では

　①凸版印刷、②乃村工芸、③リアルビジョン、④マミア、⑤フィールズ、⑥サン電子、⑦ケル、

⑧コムシードなど

　　建設・不動産では

　①大林組（大阪ＩＲ）、②鹿島（東京お台場ＩＲ）、③奥村組（大阪ＩＲ）、

④イチケン（マルハン系の建設）、⑤三井不動産（東京お台場ＩＲ）

　　広告・メディアでは

　①電通（カジノ事業を推進するガリバー企業）　②博報堂（業界２位）

　③フジ・メディアＨＤ（お台場カジノ構想の中心）

　　旅行会社では

　①ＨＩＳ（長崎ハウステンボスカジノを推進する）　がある。

「大阪カジノ万博」恥ずかしくなる貧相さ

弁護士　井上　善雄

１．松井知事と吉村市長の維新首長が計画する「2025年大阪万博」は、大阪市此花区夢洲にカジノＩＲ開発を目指すものだ。その本音は2010年来の維新勢力による夢洲カジノの早期実現にある。これはズバリ、大阪カジノ万博構想である。2014年以来、夢洲にカジノを目指すメルコ・クラウン、ゲッティング、ラッシュストリート、ＭＧＭ、シーザーズ、ウィンらのカジノ企業のトップらが、松井知事や橋下市長と会談した。うち、ＭＧＭからは「1兆円でも投資する」との提案を受け、大乗り気であった。

　　2016年12月、国会会期末にＩＲ法を強引に滑り込ませたのは、維新松井一郎の強い要求があった。

　　大阪カジノは、大阪市民の60％が反対する。ＩＲやカジノ誘致は、他地区の北海道、東北、関東、中部、九州の多くの自治体と綱引きをしつつ、ＩＲ法成立までは「協調」できても、その後は全国で2～3か所という制限枠を争うライバル（敵）となる。

　　そこで、政府に大阪夢洲をＩＲの第一候補地とさせるため、維新の松井、吉村首長は2025年に大阪万博を開催すると名乗り出た。2017年春にも閣議了解させて博覧会国際事務局（ＢＩＥ）に5月22日までに登録申請（立候補）し、2018年にはＢＩＥ総会で大阪万博開催決定を得たいとして、2016年末になって急に推進された。既に万博は大本命のパリ市が2016年11月22日に立候補している。松井維新は安倍政権への協力と引き換えに、大阪万博誘致を安倍総理に決めさせたいのである。

　　松井知事らが大阪万博の基本構想案で示したのは「人類の健康・長寿への挑戦」だった。カジノ構想を腹案にしながらのこの案は動機からして不純極まりない。

２．そもそも万博、正式には国際博覧会（Universal Exposition，Exposition Universelle）とは何だろうか。これには1789年のパリの国内博覧会以来の歴史とみる必要がある。1849年までパリで11回開催し、これがベルギー、オランダなどにも広がって国内博が開催されている。国際博覧会は1849年にフランス首相が提唱し、1851年に第1回国際（万国）博覧会がロンドンで開催された。19世紀の万国博は西欧中心で、しかも帝国主義・植民地主義の祭典だった。1852年ニューヨーク、1876年フィラデルフィア、1893年シカゴの博覧会はいずれも民間協会の主催。パリ万国博は1855年、1867年、1878年、1889年1900年と5回開催されたが、万博提唱の仏政府主催のものだった。その後、米国も加わったが、これら20世紀前半までの万国博は、欧米資本主義・帝国主義による世界の物産商品と自国の工業製品を誇る祭典であって、アジア、アフリカ、中南アメリカを植民支配する西欧列強の下でのものだった。1883年のアムステルダム植民貿易博覧会、1886年のロンドン植民地インド博覧会、1894年のアムステルダム植民貿易地博覧会など、その名も植民地支配の栄華を誇るものだったことを示している。

　　実は、20世紀に入って、日本は欧米に倣って朝鮮、台湾といった植民地内博覧会を開催している。　　日本は、1867年江戸時代の第2回パリ万博に江戸幕府が、1873年のウィーン万博に明治維新政府が参加している。

1928年12月、フランスが中心となり、国際博覧会条約が締結され、博覧会国際事務局（ＢＩＥ）が設置された。その後、1889年のエッフェル塔のような工業技術、発明発見を謳いあげ、世界支配産品の展示をする一方で、芸術、ヒューマニズムといった文化テーマも掲げるようになる。

条約では、国際博覧会とは「複数の国が参加した公衆の教育を主たる目的とする催しであり、文明の必要とするものに応ずるために、人類が利用することのできる手段又は人類の活動の―もしくは複数の部門において達成された進歩もしくはそれらの部門における将来の展望を示すものをいう。」とされている。ここには当時の物品と技術文明思想が示されている。

「ヒューマニズム」「明日の未来」というテーマは、20世紀の2つの世界戦争で大きな曲折をむかえる。

第二次大戦後の公認世界博覧会一般博として、1958年ブリュッセル博「新しいヒューマニズム」、1967年モントリオール博「人間の土地」に続いて、1970年大阪博は「人類の進歩と調和」をテーマとした。日本ではその後、1975年沖縄海洋博、1985年つくば博、1990年花の万博、2005年愛知万博は特別博だった　←を開催したが、これらは特別博である？　。一般博は1992年セビリア博「発見の時代」、2000年ハノーヴァー博「人類―自然―技術、新世界出現」のみである。2010年の上海博は「よい都市、よい生活」をテーマとした「登録博」だった。中国が政府を上げて取り組んだ万博で、人口大国だけあって7308万人を集めた。しかし、今や世界の物品は珍しくもなく、中国をはじめ外国からの来客は多くを望めないだろう。

このように、博覧会条約の「本命」である一般博の認定は、世界の物品や町・地域起こし、観光振興といった俗テーマでは得られるものでなく、今や「特別博」「登録博」としての認定も簡単には得られないものとなっている。

３．今回、維新（松井・吉村）が2016年末に打ち出した「人類の健康・長寿への挑戦」というテーマは、万博の大阪誘致がＩＲカジノ実現への「恥部隠し」の手法であることが見え見えである。案の定、2016年12月16日の大阪誘致の検討会初回では、府のテーマ案に対して経産省より「世界中の人が関心を持てる広い視点を考える必要」を指摘された。そして「健康・長寿」は中高年向きで若人向きではない。カジノのイメージも良くないと批判された。

　　既に立候補しているパリの万博テーマは「地球温暖化とパリ協定」が一つの柱とされている。これに対して大阪府の提案は、先進富裕国で少子高齢化社会、都市社会である日本の都市テーマである。そこには現在のアジアやアフリカの戦争と飢餓、貧困といった緊要なメッセージはない。日本でいう「健康・長寿」とは皮肉にいえば、リゾートで金持ちの高齢者がゲームで遊んだり温泉に入ったりすること。さらにパチンコやスロット、カジノなどギャンブルを内容にするというのか。現に実際に夢洲につくられるものがＩＲであれば、それはマカオ、シンガポールのようなＩＲカジノが想定されている。

　　大阪府の試算では、万博会場建設費は1200～1300億円という。それはあまりにも過少見積りである。夢洲の埋立地追加整備、夢咲トンネル等の道路整備だけでそれ以上の費用が必要だ。新鉄道の北港テクノポート線の整備、ＯＴＳ線の線路延長と夢洲駅整備等インフラに多大な公費を要する。もちろんこれら交通だけでなく、誘致、企画、万博施設維持・保守コストは、690～740億円どころか1000億円を超えるだろう。これらのコスト約8000億円とすると、大阪府・市民が負担するとすれば府民800万人（乳幼児や病人も含む）として１人あたり10万円の負担となる。半年間の祭りに対して、府民に否応なく10万円の金を掛けさせることは、これこそ「賭け」ではないか。

　　高度成長期ですべてが右肩上がり経済の下で開かれた1970年大阪万博は、たしかにアポロ11号の「月の石」などの人気で多くの日本人を集めた。（だが、あれだけの交通等整備をしても1970年9月の会期末には5000人が野宿し、50万人が入場できずに外に溢れた。ブラックサンデー事件まで引き起こした。夢洲万博には大人数は集まらないからそんな心配はないのか。）

　　しかし、2025年の日本は著しい少子高齢化と要介護社会になっている。それに対する施策コストは大きい。今、大阪市内のほとんどの鉄道駅には、線路への転落者を防ぐ防護扉が設置されていない。エレベーター整備にしても十分でなく、幼児から障害者、高齢者までが安全に快く移動できる状況とはいえない。急遽8年後の2025年までに夢洲駅を造るとしても、大阪の主要ターミナル駅でさえ予算的にも防護壁設置が困難な現状では、夢洲駅に行くまでの安全性が問われよう。

　　万博に続けてカジノ付の高級リゾートへの客（この客が鉄道ＯＴＳ線を利用するのか疑問もあるが）のためにかくも過大な投資をするのか。仮に海外のカジノ資本が夢洲に1兆円もの投入をしても、それはカジノリゾートの客を呼ぶためである。しかし、かつてのマカオやシンガポールを訪れていたような中国ＶＩＰ客は夢洲にはやって来ない。ＩＲリゾートはマカオでも韓国でも東南アジアでも新しく建設中で、「過剰供給」且つ「競合」しているからだ。

その上、ＩＲ法でやっと注目されるようになったギャンブル依存等の深刻な問題がある。パチンコ・パチスロも含め賭博開帳のギャンブルの本質は、他人を収奪して利益にするという「犯罪行為」であって、世界に広めたり誇れるような行為では絶対にない。およそ万博に繋がるテーマどころか、繋げるなど許されないテーマである。かつて帝国主義国家や企業が機械技術を誇った万博でも、爆弾や兵器開発の展示はできなかった。

よりにもよってカジノリゾートと併せて、その建設のために大阪夢洲万博をというのであるから、自らの提案した「健康・長寿」にさえ反する。これでは「病毒入りの甘い物」のテーマ博になってしまい、全く恥ずかしい。「病毒」事業を「金儲け」としてやることを示した夢洲万博は、いくら企業が経産省の望むような心地よい未来を語っても、覆面の下は「鬼業」である。

ＩＲ（カジノ）のための万博立候補は、全く大阪の、否日本の恥である。

４．以下、付言すると、未来世界の万博にふさわしい土地は日本以外にもあるだろう。

そして、テーマとしては、「戦争のない平和」や「難民救済」「絶対的貧困の飢餓状況からの回復」、「砂漠化する大地からの回復」「大地沈没をもたらす化石燃料の大量消費と森林破壊の防止」といった地球規模のテーマが必要であろう。それこそ人類の未来、地球生命全体の共存のテーマである。

また、日本が貢献できるのは、自然災害や環境破壊に対する防災・減災といったテーマもある。ただ、このテーマでも、東南海大地震の津波で水没すると予想される大阪市が候補地にふさわしいかどうかは決定的に疑問である。

地震大国、台風大国の日本は世界に誇れる経験と技術もたしかに持っている。しかし、かつて原発など危険物を作りながら「安全」「防災」といっていたのは嘘と驕りであって、今は「災害時の避難」や「減災」をいうしかなくなっている。自然災害では、昔から言われるように危険なところに住まない、近づかないのが第一である。しかし、人口増加によって密集地と危険物を造った人間の町は、「逃げ」（てんでんこ）でしかない　。人が造った原発でさえ逃げることが「防災」となる本末転倒の事態が、日本の現状である。高度集中した都市の地盤沈下するゴミ埋立地での万博開催は、そこで地震、津波、台風、高潮などの災害がおこれば、集めた客が安全に帰ることさえ難しい。まさか「災害の実験博」にできはしない。

　資料

＜投稿＞　　　　　　　ギャンブル正当化論　　　　　　　掛野　正志

１．ギャンブルは悪い行為と言われるが、人類史からみると紛争の解決法だったんです。人が生まれて集団・社会ができると、幼児の時から物を取り合いしたり、欲求を早く実現しようとして他を力ずくで押しのけたりします。これを解決するため、順序を決めたり分け合いをする知恵や教育が必要でした。親や上位の者が決めてそれに従わせる「しつけ」もあるでしょうし、自主的に話し合いで決めることは誰もが正しいと言うでしょう。その決め方に「じゃんけん」や「くじ」を使うというのも正しい公平な決め方です。人生選択や一人の物選びなら「くじ」に換えて「占い」で決めることもあります。このように偶然性で決めたり、占いで他人に決めてもらうようなことは、人類が生まれて知恵として始まったことです。サイコロ（骨で造られた）で物事を決めるようになったのは、ホモ・サピエンスの時代からです。

　　モノや財産、さらに機会（子孫を残すのも）を得るのは、個人の体力と実力でした。そして集団社会ではグループの戦いを引き起こしました。それが戦争です。戦争を避けるためにくじや代替的な賭け事で決めるということも生まれました。武力で決着をつけるより、代替的なゲームで決着をつけることはこの意味で「平和的」です。相撲により勝ちを決める儀式も集団の争いの収め方でした。

　　実はギャンブルは、集団内部で平和的に物のやりとりをするゲーム（遊び）が原点です。全面的な対決なら武力での制圧になり、動物なら一方が逃げると深追いをせず勝負があったことになります。しかし、人類の戦いは相手を殺し、集団戦争は時に皆殺しにして根絶やしにするという知恵（罪）も生みました。

２．ギャンブルは、古くは地位や名誉を賭けた行為でしたが、やがて物（金）を賭けるものになり、これに「遊び」「娯楽」が加わりました。これは古代ローマ以来で、この伝統は貴族による競馬や別荘（カジノ）でのギャンブルとなり、現代に至ります。このようにローマ時代以来、ギャンブルは娯楽であり、それは余裕のある貴族や金持ちが一定の金を賭けて遊ぶゲームでした。そしてその開催は、絶対権力のある者の下で行われ、もし許可外で行われた場合は処罰されたのです。もっとも江戸時代の影富（非公認くじ）は公認の富くじの仇花で、本当の富くじは高価で買えない中間層がこっそりしていたものが見逃されていた（ワイロを渡している）のが実態です。

３．日本は明治以降、富くじも含めて賭博を一切厳禁とします。これは絶対天皇制の下、「忠君愛国」「殖産興業」と教育勅語にあるように、「勤労倹約」「怠惰禁止」の倫理思想によるものでしょう。

しかし1945年、政府は戦費のために国民のタンス預金さえ供出させようと「くじ」を売り出しました。国民の金を奪うためにギャンブルを正当化したのです。これは国民にいくら愛国精神を説き、国債や一律の課税強化をしても収奪には限界があり、国民の射幸心を利用したのです。「修身哲学」の自壊でした。

　　そして戦後をむかえると「修身哲学」は完全に崩壊し、「自由主義」と「金品中心主義」となります。そこではギャンブルも正当化されました。射幸のためだろうと遊びのためだろうと自分の金をどう使うのも自由だというのです。貴族ギャンブルであった競馬だけでなく、戦災復興、産業振興、自治体財政収入寄与と称して大衆ギャンブルの開帳賭博である公営競技が広げられました。そして、子供のゲームだったパチンコが、タバコ等の賞品目当ての大人のギャンブルになっても「遊技」だとされ、表向き賭博にはならないよう換金を禁じていたのです。しかし、ヤミで換金が行われるようになり、そこに暴力団も介在して、警察がその取締りを本格化します。実は、ここで国（警察）の道は2つありました。1つはパチンコを子供の遊戯だった本来のレベルに戻すことです。もう1つは、厳しい暴力団対策をとるということでした。警察は暴力団対策の道を選びます。パチンコ客の賞品を換金し、そしてその賞品をパチンコ店へと還流させることで暴力団は莫大な利益を得たのですが、風俗営業法と古物商の監督により暴力団の買取を排除しようとしたのです。

　　しかし、客が賞品をそのまま家に持って帰るのでは既得権化した脱法ギャンブルとしての面白さが失われて客が減り、既成の商売となっていた店（メーカーとホール）の死活問題になります。そのため、隠れ買付の暴力団も残っていました。そこで生まれたのが、賞品を買うのはパチンコ店でなく別の業者とする三店方式でした。これは大阪の警察ＯＢによる発明です。別の古物商が介在し、三店・四店方式とすれば、風営法の禁止条項に直接該当しないのではないかというのです。この悪知恵は、賞品購入者として未亡人会とか福祉団体を介在させることで弱者救済の格好をつけ、そしてパチンコホールの開設やパチンコ台の規格、設置、管理からパチンコ賞品の内容まで全てを公安と警察下におくことで、警察官僚の天下り、保安防犯警察の再就職先の利権までを生み、現在の体制となったのです。

　　日本は競馬、競輪、競艇、オートレースの公営競技という公営ギャンブルがあり、政府や自治体はこれらで収益を得てきました。これはバクチ好きの者が刑法の禁ずる賭博に流れるのを防ぐという建前もあり、効果もあったと思います。英国とは違って日本では、民間による宝くじやtotoは難しいでしょう。

一方、パチンコという機械（マシーン）を使う民営の「ミニカジノ」は、かつては全国に1万8000店、今でも１万店以上をのさばらせています。だから、ラスベガスのような大型カジノホテル、カジノリゾートは日本にはありません。本格的な大型カジノの導入には、欧州カジノのように公営とし、そのコントロールが必要です。（マカオのようにほかに特別の産業が難しい土地でのカジノは、タックスヘイブンをつくって財源を得ようとする小国・地域と同じですが弊害を生み、その弊害は外国（人）にまでもたらされる問題です。）

４．このように現実から見てギャンブルを質的な絶対悪とせず、量的システム的な管理の下での相対悪とすれば「正当化」できるのです。今後、カジノが認められれば、治安や犯罪対策だけでなく、客（消費者）の依存症や経済的破局を含む被害の防止策が必要です。もちろん、脱税やマネーローンダリングなどもっての外です。

　　私は、世界に見るギャンブル規制のうち、国民や客に被害を与えるものを禁じたり、収奪的ギャンブルを禁じている手法は全て採用すべきと考えます。収益の一割は、第一に依存症や消費者被害への対策、治安悪化の防止対策に使うことが必要です。そして、マネロンや脱税（租税回避）を防止するためには、次の点が条件となるでしょう。

①客のプレイヤー参加資格制限（病気や障害のないこと、ギャンブルで遊ぶ余欲のあるという所得証明など）、②遊ぶ金の清浄さ（持ち金の出所証明）と利得の捕捉・課税（ゲームの勝敗結果の記録と獲得金への源泉徴収など）、③勧誘広告の禁止と酒、薬物、タバコなど弊害物の隔離、④カジノ店の経営者資格と労働者の制限、⑤過大消費の抑止措置（ＡＴＭや質屋などをカジノ店付近10ｋｍ圏内禁止とするなど）、⑥マシーンの厳正コンロトール（パチンコのコンピューターやロム、釘などの調整厳禁）、⑦一定金（例えば1日5万円）以上使用客の排除、回避システム、⑧マネロン防止のため監視カメラ設置、大金持込制限、札とチップのチェック、⑨違反業者への厳罰（営業取消・停止）

５．このギャンブル弊害除去・防止システムは、現在の公営競技や宝くじ、パチンコ、パチスロにも必要です。薬物でも危険物でも厳重な条件（取扱資格、モノの質量と医療等正当な使用法）の下では許されています。これまで日本の国はゲーム機やギャンブルについて、習慣性どころか依存性のある「危険物」として考えてきませんでした。そして無頓着に放任してきたのです。この矛盾が今、カジノによって吹きあがっています。

コラム　　　　　　　　　　賭博の反倫理度と開催主体

１．公認公営賭博と公認民営賭博は、刑法の禁ずる賭博の例外を法令で認めようという点では同じであるが、日本では民営賭博は公認されていない。公認された競馬、競輪、競艇、オートレース、宝くじ・totoは全て公営で、国や地方自治体、または政府が支配する特別法人により運営されている。これには深い意味がある。

　　くじを含む公営賭博は、官僚や行政の支配的地位の確保という面もあるが、賭博開帳の高い収益力に鑑み、その収入・収益を完全に把握し、その収益が開催行政主体に確実に全て入るように確保することにあった。今日では一部の公営競技の「赤字化」もあり、業務を一部民営下請にすることで効率的・経済的な有利性も強調されている。だが、賭博の民営は適法な運営や私利獲得への暴走、犯罪と結合などの問題が避けられない。

２．これまで公営賭博は、政府自体が公益目的のみのために収益を得るという特別法によって、違法な賭博開帳という非難を避けてきたといえる。

　　賭博開帳や富くじ発売は、人の持つ射幸心を刺激し利用して主催者が確実に利益を得るものであるが、実は賭博には「詐欺」もつきものである。そして、賭博における「詐欺の排除」と公正運営のために公営とされた。すなわち、公営賭博における公正運営という建前とその確保という理由があった。

　　しかし、公営賭博（競技）は、今日の医学界をはじめカジノ推進論者でさえ認めるギャンブル依存症対策などについて、その防止やケアの視点を全く欠いていた。

３．このような賭博経営主体をめぐる評価は、カジノの場合により先鋭になる。カジノは、宝くじや公営競技と比べると日常化されたギャンブルで昼夜を問わず開催され、賭博の賭け金額が大きく、その回数や繰り返し度も高く、常習賭博の場そのものである。バカラやルーレットに1回100万円以上を短時間のうちに何十回と賭けあうハイローラーとＶＩＰカジノ、また1日に数百万円を賭けるようなスロットマシーンなど、こんな賭場はヤミ賭博以外にはない。しかし、公営競技でもネット購入やコンピューターとクレジット取引により賭け金を著しく大きくすることが可能になって問題化している。

　　そのため、仮にカジノ賭博が解禁されるとして、その公営または民営かの条件によって反社会性・反倫理度は大きく異なってくる。民営賭博は収益と金に群がる企業、行政、政治の介入と癒着がつきまとい、反倫理性・反公共性が極めて高い。

賭博開帳の商人の歌　二種

―　賭博では客自らが金貢ぐ　心は既に奪ったからな　―

―　ギャンブルはこんなに旨い商売か　死の商人がうらやむほどの　―

「遊び」と賭博

ホイジンガと「遊び」、そして賭博

ヨハン・ホイジンガ（1872～1945）は、オランダ、ドイツの歴史文化史学者。『中世の秋』（1919）で世界的に有名となり、『ホモ・ルーデンス（遊ぶ人）』（1938）で歴史家として巨匠となった。『ホモ・ルーデンス』は、ホイジンガが「ホモ・ファベル（作る人）」＝人の生産活動を中心に人類史を考えるそれまでの歴史観に、全く新しい光を与えた。

遊びの中で遊びの「文化」は生まれた。現代は遊びの退廃の危機にある。例えば、パチンコで金を儲ける文化は、世界に例のない日本の一文化である。ラスベガスやマカオのカジノは日本がマネをするべき文化なのか、この名著に学び考えるべきであろう。

ホイジンガは遊びの本質と意味、その言葉、文化創造機能から遊びの競技、法律、戦争、知識、詩、哲学、芸術、文化、時代、現代について詳しく論じている。この大著を簡単にまとめることは困難である。以下、賭博に関する言葉を拾ってみる。

ホイジンガは「遊び」を、賭けの金銭のやり取りを伴わない「勝敗」「合儀」「詩」「芸術」「スポーツ」に見出す。遊びは「欲望の直接的満足という過程外にある」「直接の物質的利害の、あるいは生活の必要の、個人的充足の外におかれている」として、金を儲ける行為は遊びとは言わないのである。

「直訳的にいえば、『ルーレット盤で遊ぶ』とか『株式取引所で遊ぶ』と訳されるようなものである。・・（中略）・・ルーレット盤の賭博師は彼のしていることが遊びであるとすぐ認めるであろうが、第二の相場師は認めまい。値上がり、値下がりという不安定な先行きを見込んでの売り買いは職業生活の一部であり、社会の経済的機能の一部と見なければならない。」という。

「前者は運という純粋な偶然性が非常に大きいといわなくても十分にあり得る。そこには勝った『システム』があるのだ。これに対して後の場合では、相場師は自分は市場の今後の趨勢を見抜くことができるのだという何か幻想めいたものを自分で創り上げている。とにかく両者の心構えの差は極めて僅かなものである。・・（中略）・・この二種の商取引、協定は直接に発生したものだ」としている。

ホイジンガは金を賭ける―賭博行為を、文化を育てる遊び行為とは認めなかった。

カイヨワと「遊び」、そして賭博

　ロシェ・カイヨワ（1913～1978）は、フランスの作家、批評家。

　ホイジンガの『ホモ・ルーデンス』の分析を発展させた。カイヨワは「ホイジンガの定義の遊びが物質的利害を一切欠いた行為とした部分によって、賭けや偶然の遊び、たとえば賭博場、カジノ、競馬場、富くじなどあっさり締め出されてしまう」として、この賭けも考察の対象とする。賭博遊びが文化的創造性を証明できなくても、それを検討すべきとする。その上で、「賭けによる儲けの総額は最高の場合で他の賭博者たちの損失の総額を超えることはない。・・（中略）・・胴元は大数の法則によってその賭けの偶然から保護されている唯一の人間、換言すれば賭けを楽しみえない唯一の人間である。賭博にあるのは所有権の移動であって富の生産ではない。賭博はいかなる富もいかなる作品も作り出さない」と手厳しく批判する。「競輪・競馬の選手らは、そのことで遊んでいるのでなく明らかに仕事をしているのだ。」ともいう。

　カイヨワは、遊びを①アゴン（競争）、②アレア（運、機会）、③ミミクリー（模擬）、④イリンクス（眩暈）の４つに分類する。このうちアレア（運）には、⑴宝くじ、競馬、競輪、競艇、カジノと私設賭博、⑵株式等投機、⑶占星術、迷信等があるが、このうち⑵は社会経済に組み入れられた制度、⑴は社会文化として存するも社会経済のシステムとしては外部にあるという。

　次に、①～④の４分類を組合せて理論を拡大し、模擬と眩暈、競争と偶然も検討している。資料と題する検討の中で、スロットマシーンの発展と熱狂について特記し、日本のパチンコ実態も述べている。これらのゲームマシンは遊びの４項目を全て併せ持つとし、このマシーンの「わな」を指摘している。

ホイジンガとカイヨワは、20世紀の前半と後半において「遊び」という人の文化と社会に対する新しい認識を発見し拡げた学者である。21世紀に入ってはそのレベルを超えるものは見当たらない。

外国為替証拠金取引（ＦＸ）の賭博性

　担保資金（証拠金・補償金）を取引会社に差し入れ、その数十倍もの外貨を24時間リアルタイムで売買できる仕組みが外国為替証拠金取引（Foreign Exchange on Margin　略してＦＸ）である。

米ドル、ユーロ、豪ドル、英ポンドなど種類も多く、5～10万円の証拠金で1万ドル（100万円以上）の取引ができたり、1米ドルあたり4円でよいというＦＸ会社もある。先行き円高になると予想して、先に外貨を売っておいて買い戻せば大儲けできる。東京金融先物取引所（くりっく365と愛称される）や大証ＦＸ（OSE－FX）がある。結局現物取引でなく「差金決済取引（CFD）」で処理するから、このＦＸやCFDは実質、「賭博取引」に他ならない。

2016年10月12日、三井住友銀行大森支店の南橋浩副支店長が、外貨取引のオンラインシステムを不正操作して1.9億円を詐取したとして逮捕された。警視庁は、2007年頃から計11億円を詐取したとして捜査し、現金3億円と口座預金計5億円を押収している。南橋被疑者は詐取金を自らのＦＸ取引に充てていたという。これはギャンブル資金のため詐欺をするという犯罪パターンだ。

外貨取引のオンライン取引は、その売買に不正な水増しをしておれば為替相場にも影響を与えうる。公営競技では競技関係者は取引（券購入）を禁止されている。ＦＸ取引の関係者が先物取引たるＦＸをやっていれば二重の不正操作である。

明治・大正時代にあった競馬依存症

　1906（明治39）年、東京競馬クラブの池上競馬で1枚5円の馬券が発売された。巡査の月給が15円だった時代、今なら1枚7～8万円という高額だが4日間で200万円を売り上げた。こうして馬券発売が儲かる事業であることが全国に知られ、以来15か所で発売された。購入は無制限だったので賭けに熱中して身を持ち崩す者も多く出た。

芝田清吾著『競馬』（東文堂1924年）によると、「…一時の僥倖を期して馬券に熱中し、勝てば更に買ひ、負ければ自暴自棄になって財を傾け、場内に酒をあぶって芸を職とする婦人と狂ひ、遂には身を過って所謂競馬ゴロに堕落し、或いは必勝を希ふの余り、騎手を買収せんと試み、意外に得た払戻しの大金を一夜の遊蕩に費すなど、成程試者の肩をひそめさせるような弊害や犯罪が頻々と生じた…」という。

賭博が今日でいうギャンブル依存症を生んだことは大和・奈良時代の「賭博禁止令」から知られるが、明治時代の競馬の馬券発売がたちまちにしてこの病を生むことを、事実をもって警告されていた。

馬券発売から100年、車券や舟券の発売から70年余を経ても、これらの発売主は券を売って金を儲けることしか考えず、その一方で自ら生んだその社会病への抜本策をとらないのは何故だろうか。

依存症対策が難しいことも理由にされてきたが、むしろ、①病を生む事業者が無責任で、②対策をとると売上を抑えることになり、③対策のコストを負担したくないことから、④これらの弊害を全て客（購入者）の自己責任とする誤った宣伝さえ広めてきた。

これは、汚染物質を出した企業が健康被害を住民の体力や不可知論に逃げたり、薬物被害を個人体質や用法の問題として因果関係不明論に逃げているのと同じである。

ギャンブル依存症はギャンブル事業者が生み育てている病ということは、まだ十分に国民の共通認識になっていない。それは、国、自治体、パチンコ事業者らの「逃げ」の行動によっている。

宝くじは軍国主義の「詐欺」から始まった

　1945（昭和20）年7月15日、政府は戦争資金を集めるため浮動購買力（庶民のタンス預金）を吸収するとして富くじ「勝札」を発売した。抽せん日は8月25日だったが、敗戦でうやむやとなる。「勝札」は「負け札」と揶揄され、結局、勝札は詐欺同然で終わった。

　実は、1928年の日本軍部による張作霖爆殺事件、1931年の柳条湖事件（満州事変）を機に、中国での軍部独走が進む。統帥権を持つ天皇はこれにブレーキを掛けなかった。軍人による1932年の五一五事件、1936年の二二六事件により「文民政治」は終わり、1937年の日華事変（盧溝橋事件）から日中戦争に突入する。かくて、国民精神総動員を求め、1938年4月1日に国家総動員法が成立する。

　1937年以降の「宣戦なき戦争」は〝皇軍の進軍〟と讃えられるも日本の軍事費も莫大となった。

「挙国一致」「尽忠報国」のスローガンの下、1937年11月16日より「愛国債権」（500円、100円、50円、25円の4種）が販売された。この愛国債権の元金償還日は1955年3月1日だった。これも敗戦で紙くずになった。この他にも1937年6月には献金付きの「愛国切手」や「愛国はがき」も発売された。

　このように、戦争中の臨時措置法により国民大衆から金を集め、戦争のために金も物資もそして国民の命までも天皇に捧げよというスローガンとなった。それに協力しない者は「非国民」であり、不服を言う者は「アカ」「敵国のスパイ」として治安維持法により逮捕され、リンチの上、刑務所に送られた。

　「愛国債権」は、戦後に戦犯となった賀屋興宣蔵相自らが、500円券の購入者となって演出したように金持ちを対象としたものであるが、「勝札」の販売価格は1枚10円、当時の公務員高等官の初任月給が75円であったことから比較すると、今でいえば1枚3000円のくじといえよう。

　宝くじは発売する者が必ず儲ける（勝つ）ギャンブルであるから、その「詐欺」は当たり前と言ってしまえば終わりだが、大衆には大当たり賞金の色眼鏡が掛けられ、その詐欺が見えないのである。

依存しやすい行為と社会規制の必要度

１．1980年代にギャンブル学研究を始めた谷岡一郎教授は、1990年代に「パチンコ依存」という言葉をつくったという。ただ氏は、依存のプラス面も研究するとしてカジノなどを肯定する。ギャンブルはあくまでゆとりある遊びの一つとして広く市民にギャンブルの機会を与えるべきという信念だが、日本のギャンブル依存症等の被害を生んでいる現状には厳しい批判もしている。

　　アメリカのブラウン教授が潜在的にはまりやすい行為を物質依存、行為依存にかかわらず順位付けている。谷岡氏はその1～40位の一覧表を和訳し加筆されている。このランク付けは薬物について種目ごとに細分している故に1位から4位をコカイン、ヘロイン、アンタフェミン、モルヒネ類が占め、ギャンブルはこれに続く5位とされている。薬物を麻薬類とまとめるなら、ギャンブルは2位としてよい。適宜整理すれば、3位はマリファナ・タバコ類、4位はアルコール類、5位は鎮静剤・幻覚剤（ＬＳＤ等）、6位はカフェイン（コーヒー、コーラ類）、7位は盗み・万引、8位は甘味・高脂肪・塩分の強い食品・スパイス類、9位は買い物依存、10位は仕事依存（ワークホリック）となる。以下、怒り、他人への命令、目立ちたがり、耽読、スポーツ、性行為・ポルノ、テレビ、収集、その他薬物と続く。

　　但し、これは1993年のランク付なのでケイタイ・スマホはなく、ゲーム依存、パソコン依存などを加えるとすれば、ギャンブル依存より上位に来ることになるだろう。よりはまりやすく、依存者の人数も多い。また、車依存も加えるべきであったともいえる。

　　これらの中で社会に与える害の問題が多いのは①薬物依存、②ギャンブル依存、③タバコ、④アルコール依存であり、健康面では⑤カフェイン、甘味、高脂肪、塩分、激辛、炭酸などの食品、そして⑥盗みには安全面も加えて社会的規制が必要であろう。

スマホは効用もあり、マナーの問題とされているが、車への規制強化と同様、今やはっきり規制が必要になっている。ゲームも依存者は多い。

２．日本にあるモノを考えると、大衆性・アクセスの容易さからいえばパチンコ・スロットが１位である。闇ギャンブルの依存リスクも危険であるが、同様に宝くじやスポーツくじ（toto）は病気でいえば風邪のように広く多い。この害は見えにくくされているが、ギャンブル依存への「万病の元」ともいえる。そして公営競技は、アルコール度の強い酒と同じで中毒化しやすい。常客はギャンブルで負けても家族に真実は語らず嘘をつく者も多いから、依存症の罹患率は高いといえる。もちろん闇ギャンブルの参加は嘘を言うから、これは「罪人」であり、「病人」である。カジノは参加者の富裕度やそのドライさ故に、闇カジノやＶＩＰカジノを除けば依存リスクは低いともいわれる。しかし、マカオ、韓国、シンガポールのように大衆向けカジノが登場すると、依存に伴う弊害は大きいものとなる。欧州カジノなどは外国客や金持ちの「遊びギャンブル」が主流であるから、まだ弊害も少ない。それでも欧州では国民の1％程度のギャンブル依存有症者が出る。

このようにギャンブルもその客や競技場、賭け方などの社会的事情により、それに応じた厳しい規制が必要である。この点、日本のギャンブル規制はあまりにもお粗末である。

ギャンブル川柳2016後半選

　本会報では、毎日紙の仲畑万能川柳の中からギャンブル関連の句をよく引用させていただき、時にその句をヒントにした創作を出しています。今回はギャンブルオンブズ作成の「対抗句」も（　　）内に付しました。

１．落ちている　パチンコ玉は　誰の玉　　　　（パチ玉は貸し玉ですとホール言い）

２．落ちていた　パチンコ玉で　この戦果　　　（店員が盗みになると言いかねず）

３．ＩＯＣ　裏金問題　うやむやに　　　　　　（ワイロなら表にできるわけがない）

４．ＩＯＣ　金の木をみて　森見えず　　　　　（金メダル　否金集めこそ　ＪＯＣ）

５．宝くじ　競輪競馬　依存症　　　　　　　　（この次は　きっと当てると　買い続け）

６．宝くじ　競輪結婚　みなハズレ　　　　　　（何もかも　運のせいする　人生観）

７．落選は　しないかのよう　店看板　　　　　（億円が　出た店ハズレは　その万倍）

８．当選者　いるのか調べたい　ジャンボ　　　（千万に　１本なれど　非公開）

９．当っても　妻は言わんな　三億円　　　　　（この金で　別れるために　準備する）

10．当ったら　人には言わず　預金して　　　　（大当たり　みずほ銀行　是非どうぞ）

11．身銭なら　森氏そんなに　出しますか　　　（億兆の　金は他人の　税負担）

12．totoの金　売上げ1割　競技場　　　　　　（千億円　売って費用を　捻出し）

13．バトミントン　ダブル驚く　金メダル　　　（予想より　成果大きい　リオ大会）

14．パイナポー　ある日突然　世界一　　　　　（意味不明　ＰＡＰＰ　ピコ太郎）

15．買う前に　五郎丸して　宝くじ　　　　　　（買ったなら　神棚置けと　宣伝し）

16．神ってる　大谷君では　なかったけ　　　　（君の名は　鈴木誠也　緒方いい）

17．トランプ氏　日本でいえば　花札氏　　　　（ポピュリズム　ポスト真実　味方にし）

18．パククネ氏　日本であれば　パクられる　　（青瓦台　デモデモデモに　往生し）

19．本命を　買うオレがいて　万馬券　　　　　（人気馬　ハズレて生まれる　大穴は）

20．本命と　対抗ハズレ　万馬券　　　　　　　（本命も　二三もハズレ　大穴に）

21．会期末　ゴリ押しします　カジノ法　　　　（刑法を　民営賭博で　骨抜きに）

22．万博と　カジノの夢洲　イッシンで　　　　（釧路から　長崎までの　カジノ道）

23．矢が尽きて　カジノミクスを　アベ唱え　　（インフレに　マイナス金利も　役立たず）

24．パチンコで　粘るつまりは　遊ばれる　　　（遊んでる　つもりにされて　カモられる）

　以上のうち、2は宮本佳則、3は湘南たろう、6と19は小把瑠都、8は石垣いちご、9は浮々、11は竹とんぼ、14はヒゲパパ、15は高田弄花、17は中林照明、24は芋粥の各氏です。それ以外は本紙の会員投稿です。

書籍紹介　　　「競輪６０年史」　(財)ＪＫＡ　（2009.3.31発行　221頁）

（１）本書は、1947（Ｓ22）年以来、競輪を主催・推進する公益財団法人ＪＫＡ（元自転車振興会連合会）による「自画自賛史」。10年ごとの過去の年史より、「新生競輪」である平成11年以降について特に詳しい。

　①昭和22年から40年まで、②昭和40年以降の「近代化」時代、③平成20年財団法人ＪＫＡ成立後（財団化、オートレース主催日本小型自動車振興会を承継統合）の3期に分けて説明している。昭和22年から平成20年12月まで、競輪関係の主要事項、関係法律・通達、社会の動きの3構成で、68頁に及ぶ年表が付されている他、平成20年度までの各種データも紹介している。

資料編をみると、①全国競輪場一覧、②場外券売場、③年度別売上額・入場者数、④⑤平成20年の補助事業、⑥運営状況体系となっており、競輪の収益事業活動が決定的に重要であることを示している。

（２）以下、競輪の歴史を本書から知り、その功罪を考えてみたい。

　　　昭和23年11月小倉市開催を皮切りに自転車振興会は全国に拡大し、平成28年3月の静岡市まで、北は北海道函館市から南は熊本市まで全国47ヶ所の競輪場が設置された。昭和50年以降は存続意義さえ問われるようになっていたが、以降40年間現在までダラダラと日本独自の賭博事業が続けられている。

売上と入場者数をみると、昭和23年度（初年度）売上2億4250万円／入場者18.8万人、昭和36年度売上1000億円／入場者1945万人、昭和49年度売上1兆90億円／入場者4102万人、平成3年度売上1兆9553億円（ピーク）／入場者2745万人（入場者ピークは昭和49年度）、その後は売上額、入場者数ともに激減し、平成19年度で売上8460億円／入場者814万人である。

　　売上と入場者数の増減傾向にみられる時間的ズレは、昭和28年に場外車券売場が生まれ、その後も売上減対策として増設（平成20年12月現在61ヶ所）されたために、客が競輪場から場外券売場に流れたためである。また、近年ではインターネットによる購入が可能になってさらに競輪場から客足が遠のいている。

そうした販路拡大の対策をしても売上増・回復には役立っておらず、中央競馬からは大きく離され、競艇にも及ばず、オートレースや地方競馬と並んで衰退している。

競輪をスポーツや観戦ゲームの娯楽としても、今や入場者数は最盛期の6分の1になっているし、収益事業としても2分の1になっている。

（なお、資料では中央競馬（国）、地方競馬、競艇、オートレースの推移もグラフ化されて紹介している。各売上のピークは、中央競馬が平成9年度、他の公営競技が競輪と同じ平成3年度ごろで、ピーク後は急減している。入場者数は昭和50年以降減少している。）

（３）次に、競輪開始から60年を経た平成20年度（売上8000億円）の収益金がどう使われているかをみると、機械工業振興補助金に約109億円、公共事業に90億円を交付している。ちなみに8000億円の売上では、主催者側は粗利益でその25％2000億円を得るが、この中には競輪場、場外券売場、選手らの人件費や委託費など全ての費用を要すところから、ＪＫＡを通じて配れる純利益は約200億円しかないということであろう。

　競輪の運営状況をみると、経済産業省（地方経済局）の指導・監督下に（財）ＪＫＡ（競輪振興法人）があり、競輪グループを形成するＪＫＡは（財）車輛情報センターと競輪情報を管理、提供しあい、全国競輪施行者協議会加盟の競輪施行者が車券の売上から所定の交付金をとる。そして補助金配分は経済産業省の指導監督を受けるという仕組みである。

（４）競輪を美化するばかりの挨拶・エッセイ・アラカルト

　　本書は、下重暁子会長（当時）、二階俊博経産大臣（当時）の挨拶、永六輔氏など俳優、作家、記者ら9人のエッセイが掲載されている。いずれも競輪ファンの夢や思い出、競輪賛美と「よいしょ」ばかりで、誉め言葉はあっても負の側面を語るものはない。また5頁のアラカルトも、「カルト」どころか「美化ると」である。

（５）ここまで本書を見てきたが、重要な点で偏頗な欠陥がある。それは競輪事業のコストについて表示されていない点である。実は、競輪事業には自治体当局が負担する運営コストも存在するが、収益を計算するにあたってそれは反映されていない。

また、競輪がもたらす犯罪、環境被害、ギャンブル依存など悲劇の実態や、それらによって社会に与える負のコストについては全く示していない。運営のミスによって賭客の暴徒化を引き起こした際の治安コストさえ全て示されず、社会に転嫁している。

そして、歴代役員の経歴記載もなく、天下りの真実も書かれていない。競輪事業運営（場外券売場を含む）に関係する企業利権（企業の収益）も明かされていない。

　　　これが本書を、自画自賛し美化した60年史と評する理由である。

（５）ちなみに、筆者が年表から整理し調査した歴代の天下り・指名会長の就任期間は次のとおり。年史には前歴はほとんど書かれていない。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 歴代 | 就任 | 氏名 | 歴代 | 就任 | 氏名 |
| 初代 | 1957.10.1～ | 松本　学 | ８代 | 1991.7.1～ | 大薗　英夫 |
| ２代 | 1960.10.1～ | 高石　真五郎 | ９代 | 1993.7.1～ | 花岡　宗助 |
| ３代 | 1966.10.1～ | 新井　茂 | １０代 | 1995.7.1～ | 宇賀　道郎 |
| ４代 | 1971.10.16～ | 岡村　武 | １１代 | 2000.7.1～ | 小川　邦夫 |
| ５代 | 1977.10.1～ | 柳井　孟子 | １２代 | 2005.6.30～ | 下重　暁子 |
| ６代 | 1982.10.1～ | 蒲谷　友芳 | １３代 | 2011.4.1～ | 石黒　克巳 |
| ７代 | 1987.1.10～ | 飯塚　史郎 | １４代 | 2015.6.26～ | 吉田　和憲 |

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会